大田原市公共施設白書

平成 28 年 3 月

大田原市

はじめに

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となってきており、平成26年4月に、 国も地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しております。また、地方公共団体も、その必要性を十分認識しており、喫緊の課題と捉えております。

大田原市は、平成17年10月に旧湯津上村、旧黒羽町と合併し、新たな一歩を踏み出しましたが、 公共施設等については、合併前の3市町村が住民福祉の向上と地域振興のために建設した施設を整理、 統合せずに引き継いでいるため、人口規模の類似した他自治体と比較して、施設規模や整備時期が類 似した施設を多く保有している状況にあります。また、先の東日本大震災により被災し解体した市役 所本庁舎の復興再整備を現在進めておりますが、本市ではこれらに関する対応が重要な課題となって おります。

こうした状況を受け、これまでも「大田原市道路維持修繕計画」、「大田原市下水道長寿命化計画」、「大田原市営住宅等長寿命化計画」といったインフラや施設設備の維持に関する計画を策定し、公共施設等の持続的な利用を可能にするための取組を進めてまいりました。

しかしながら、今後も進行することが見込まれる人口減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様 化などによる利用状況の変化、合併に伴う財政的な特例の終了など、本市の公共施設を取り巻く環境 は予想以上に厳しいものとなっております。

このような現状を踏まえ、本市では、最適な公共施設サービスと財政運営を両立させながら、公共施設を総合的かつ統括的に企画、管理、活用する仕組みである公共施設マネジメントに取り組むこととし、その基礎資料として、市が所有する公共施設の全体像と各用途別施設の現状分析をまとめた「大田原市公共施設白書」を作成いたしました。

今後、本白書を活用し、適正な施設配置や公共施設等の長寿命化を含めた保全管理、既存施設の利活用やリノベーションなど、将来を見据えた公共施設等のあり方について、その方針や計画を策定し、公共施設等の適正管理や有効活用に努めてまいります。

平成 28 年 3 月

大田原市長 律久井 富 雄

目次

公共施設白書について	1
第1章 大田原市の概要	2
1 市の概況	2
2 本市の地域区分	3
3 人口動向	4
4 財政状況	15
第 2 章 公共施設の状況	27
1 対象施設の類型分類	27
2 公共施設の整備状況	28
3 地域別の整備状況	31
4 公共施設のストック状況	33
5 公共施設のコスト状況	37
第3章 公共施設の更新費用推計	44
1 公共施設の将来の更新費用の試算の前提	44
2 公共施設の将来の更新費用	45
第4章 公共施設類型分類別の分析	46
1 集会施設の状況	49
2 文化施設の状況	56
3 図書館の状況	32
4 博物館等の状況	37
5 スポーツ施設の状況	74
6 レクリエーション施設・観光施設の状況	32
7 産業系施設の状況	37
8 学校の状況	92
9 その他教育施設の状況10	01
1 0 幼保・こども園の状況10)6
1 1 幼児・児童施設の状況1	11
1 2 高齢福祉施設の状況1	18
13 保健施設の状況	23
14 その他社会保険施設の状況12	28
15 庁舎等の状況1	32
16 消防施設の状況1	37

	1	7	その他行政系施設の状況	141
	1	8	公営住宅の状況	145
	1	9	公園の状況	150
	2	О	その他施設の状況	154
第	5 =	章	公共施設地域別の分析	159
	1	公	共施設類型分類による地域別の施設配置状況	159
	2	公	共施設地域別の分析	160
		(]	1) 大田原地域の分析	160
		(2	2) 金田地域の分析	164
		(;	3) 親園地域の分析	167
		(∠	4) 野崎地域の分析	170
		(5	5)佐久山地域の分析	173
		(6	6) 湯津上地域の分析	176
		(7	7) 黒羽地域の分析	179
		(8	8) 川西地域の分析	183
		(9	9) 両郷地域の分析	186
		(]	1 0)須賀川地域の分析	189
第	6	章	公共施設の課題と今後のあり方	192
	1	公	共施設の課題	192
	2	大	田原市の今後の取組	194

公共施設白書について

1) 白書作成の目的

本白書は、用途別・地域別の施設保有状況、将来必要となる施設の更新費用や個別施設の利用度・維持管理経費などを明らかにすることを通じて、市民との間で公共施設に関する問題意識を共有し、 今後の施設等のあり方の検討を行うための基礎資料として活用するものです。

また、施設の機能・運営状況・代替施設の有無及び将来の人口動態なども踏まえて、全体的な視点の中で統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに施設の有効活用を図るために活用します。 国は地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請していますが、その策定に役立てます。

2) 白書で対象とする公共施設

本市は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、多くの市民の方々に利用される 文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐に渡る施設を保有しています。また、道路・橋りょう・ 上下水道施設などのインフラを保有しています。

本白書において対象とする施設は、道路・橋りょう・上下水道施設などの公共インフラを除く、公 共施設の全ての施設を対象としています。

3) その他

① 端数処理について

本白書で取り扱う数値は、金額については単位未満で切り捨て、延床面積等については単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

② 調査時点について

本白書に掲載する数値は、平成 26 年 3 月 31 日時点、あるいは平成 25 年度 1 年間を基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、注記しています。

③ % (パーセント)表記について

「% (パーセント)」表記は小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表記しているため、合計値が「100%」にならない場合があります。

④ 複合施設の計上について

複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。